

令和8年度日立市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等とは、法第2条第4項の規定に基づく障害者就労施設等とする。

4 調達物品

市が障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。ただし、下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

- ・生活雑貨類（アクセサリ、キャンドル等）
- ・食料品（パン等）

5 調達目標額 854千円

6 調達の推進及び方法

障害者就労施設等から受注可能な物品等の情報を収集し、円滑に障害者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする。また、物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約による方法又は日立市が定める物品調達の方法によるものとする。

7 調達実績のとりまとめ及び公表

調達実績は、令和9年5月末までに概要を取りまとめ、市のホームページ等により速やかに公表するものとする。

8 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部障害福祉課とする。